

# 第1章 総論

## 1 計画見直しの趣旨

平成 18 (2006) 年 10 月に自殺対策基本法 (平成 18 年 6 月 21 日法律第 85 号) が施行されて以降、自死は「個人の問題」ではなく「社会の問題」であると広く認識されるようになり、国を挙げて自死対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど着実に成果を挙げているものの、それでも毎年 2 万人を超える方々が自死されています。

本県における自殺者数は、平成 28 (2016) 年に 417 人を数え、平成 20 (2008) 年の 649 人 (出典：厚生労働省「人口動態統計」) をピークとして減少傾向にはありますが、東日本大震災に起因した環境の変化等による様々な心理的ストレスなどから、今後も影響の出現が懸念されており、依然として深刻な状況が続いています。

この間、県では、総合的かつ体系的な自死対策を展開するため、医療、法律、労働、当事者及び行政から成る「宮城県自死対策推進会議」を組織し、平成 21 (2009) 年 3 月に「宮城県自殺対策計画」(以下「県計画」という。)を策定し、平成 25 (2013) 年 3 月には東日本大震災の影響等を踏まえた県計画の見直しを行い、社会情勢の変化等に対応した自死対策を推進してきました。この結果、平成 21 (2009) 年に 24.8 だった自殺死亡率は平成 27 (2015) 年に 17.4 まで減少し、県計画の目標 (平成 28 (2016) 年までに自殺死亡率を 19.4 にする) を達成するなど、一定の成果を挙げてきたところです。

このたび、平成 28 (2016) 年に自殺対策基本法の一部が改正され、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携による総合的な自死対策の実施が基本理念に加えられるとともに、都道府県における自殺対策計画の策定が義務付けられたほか、平成 29 (2017) 年には国が自殺総合対策大綱の大幅な見直しを行ったことを受け、県では、宮城県自死対策推進会議をはじめ広く県民の方々の御意見をいただき、県計画の見直しを行うこととしました。

## 2 計画の位置付け

県計画は、県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すものであり、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」や東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の実現に向け、関係する保健、医療、福祉、消費生活、教育、労働等の個別計画との調和を図りながら、自殺対策基本法第 13 条の自殺対策計画として策定するものです。

なお、県では、自死遺族の方への配慮として、法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用します。

## 3 計画の期間

今回の県計画は、平成 30 (2018) 年度から 2026 年度までの 9 年間とし、中間年度のほか、必要に応じた見直しを行います。

## 4 計画の目標

「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、2026 年の自殺死亡率を、平成 27 (2015) 年から 3 割以上減少させることを目標とします。

【本県の自殺者数及び自殺死亡率の目標数値】

	現状	目標	
	2015年(H27)	2022年	2026年
自殺死亡率	17.4	14.1	12.1
(自殺者数)	(404)	(323)	(271)

※自殺死亡率は、人口 10 万人当たりの自殺者数をいい、厚生労働省の「人口動態統計」の値を用いる。